

会 員 各 位

一般社団法人 日本住宅建設産業協会
流通委員長 濱 田 繁 敏

不動産取引に関する実務実態調査について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび（財）不動産適正取引推進機構から、売買、売買仲介などの不動産取引及び賃貸住宅管理業務について、トラブル防止の観点から標記に係る調査依頼がありました。

つきましては、お忙しいところを誠に恐縮ですが、標記アンケートにご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 . 調 査 (1) 売買・売買仲介（代理を含む）アンケート調査票 4 枚
(2) 賃貸住宅媒介・管理アンケート調査票 4 枚
注）(2)は、FAX 配信を希望されている会員には、枚数の関係上送付していません。必要の際は事務局までお申し付けください。
- 2 . 回 答 調査票にご記入の上 1 1 月 3 0 日までに FAX（03-3511-0616）にてご回答ください。
- 3 . 問 合 せ 先 事務局原田 TEL 03-3511-0611 E-mail tk-hd@post.sannet.ne.jp

本調査は、売買・売買仲介(代理を含む)の課題や、トラブルを少なくするための工夫などの実務の実態について、(財)不動産適正取引推進機構において調査を行うものです。調査結果については、今後の売買・売買仲介(代理を含む)の更なる適正化のための基礎資料とさせていただきますとともに、とりまとめたものを精査の上公表させていただき予定としております(なお、本アンケートにご回答いただいた内容については、調査・研究以外の目的に利用することはありません。また、個別の情報を公表するものではありません)。上記趣旨をご理解の上ご協力いただき、平成24年11月30日(金)までに、日住協事務局原田宛(FAX03-3511-0616)に、ご回答いただきますようお願いいたします。

記入要領：平成24年11月時点で貴社の最新データに基づいて可能な範囲で記入下さい。

貴社の業務に該当しない質問については、未記入で結構です。

なお、調査についてご不明な点等があれば、(財)不動産適正取引推進機構調査研究部(担当小野、河内)03-3435-8111までお問い合わせ下さい。

I. 貴社の企業概要

(1) 貴社が所属する団体に○をして下さい。(複数回答可)

- 1. 不動産協会
- 2. 不動産流通経営協会
- 3. 各都道府県宅地建物取引業協会
- 4. 全日本不動産協会
- 5. 日本住宅建設産業協会
- 6. 日本賃貸住宅管理協会
- 7. 全国賃貸不動産管理業協会

(2) 本社所在都道府県()
 組織(個人 法人) 宅建業店舗数(本店含む)() 店)
 支店等含め事務所の所在する都道府県数() 都道府県)

- (3) 宅建業営業年数 ()年
- (4) 従業員数 ()人 うち取引主任者数()人
- (5) 代理・媒介の取引成約件数()件/年
 売り片手、買い片手は各1件、両手は2件でカウントしてください。
- (6) 売却成約件数 ()件/年

II. 媒介契約について

(1) 国土交通省「業法の解釈・運用の考え方」によれば、宅建業者は、媒介契約の締結に先立ち、媒介業務を依頼しようとする者に対して、不動産取引の全体像や受託しようとする媒介業務の範囲について書面(以下「媒介契約に先立つ書面」といいます。)を交付することが望ましいとされています。媒介契約に先立つ書面の交付の対応について、**最も多いもの**に をして下さい。

- 1. 媒介契約に先立つ書面の交付を行っている
- 2. 媒介契約に先立つ書面の交付は行っていない
- 3. 媒介契約に先立つ書面について知らない

(2) 売却依頼の専属専任媒介、専任媒介、一般媒介について、貴社が売却依頼を受けた全件数に占める各割合について、該当するものを番号で〔 〕にご記入ください。

- 専属専任媒介 []
- 専任媒介 []
- 一般媒介 []

0~5%	5%超~10%	10%超~15%	15%超~20%	20%超~25%
25%超~30%	30%超~35%	35%超~40%	40%超~45%	45%超~50%
50%超~55%	55%超~60%	60%超~65%	65%超~70%	70%超~75%
75%超~80%	80%超~85%	85%超~90%	90%超~95%	95%超~100%

(3) 媒介報酬の受領時期について、該当するものを番号で〔 〕にご記入ください。

- 売買契約時半金、残金決済時半金 []
- 残金決済時一括 []
- 売買契約時一括 []

0~5%	5%超~10%	10%超~15%	15%超~20%	20%超~25%
25%超~30%	30%超~35%	35%超~40%	40%超~45%	45%超~50%
50%超~55%	55%超~60%	60%超~65%	65%超~70%	70%超~75%
75%超~80%	80%超~85%	85%超~90%	90%超~95%	95%超~100%

(4) 両手媒介の割合について、該当するものに をして下さい。

1. 0～10%
2. 10%超～20%
3. 20%超～30%
4. 30%超～40%
5. 40%超～50%
6. 50%超

III. 重要事項説明書について

外国人の方が買主の場合の重要事項説明に関し、どのような対応をしているかについて、該当するものに をして下さい。(複数回答可)

1. 宅建業者の側で重要事項説明書を翻訳する
2. 宅建業者の側で重要事項説明を通訳する
3. 買主の側で通訳や翻訳をしていただく
4. 特別な対応はしない
5. その他()

IV. 中古住宅流通に関するインスペクション等の課題について

(1) 中古住宅(戸建・マンション)売買の媒介等の際に、インスペクション(第三者が客観的に住宅の検査・調査を行うこと)を売主買主に紹介する割合について、該当するものに をして下さい。

1. 必ず紹介する。
2. 半分以上紹介する。
3. ごくまれに紹介する。
4. 全く紹介はしない。

(2) 中古戸建のインスペクションについて、ご回答下さい。

()インスペクションに必要な検査項目として必要と思われるものに をして下さい。(複数回答可)

1. 建築物の敷地(地盤)
2. 構造耐力上主要な部分(耐震性や耐久性などにとって重要な基礎や柱等)
3. 雨水の浸入を防止する部分(屋根や外壁など)
4. 給排水管路
5. 給排水設備・電気設備
6. その他()

()インスペクションを顧客に紹介するとした場合、適正と思われる金額について、該当するものに をして下さい。

1. 1万円以下
2. 1万円超5万円以下
3. 5万円超10万円以下
4. その他(約 万円)

(3) 中古マンションのインスペクションについて、ご回答下さい。

()インスペクションに必要な検査項目として必要と思われるものに をして下さい。(複数回答可)

1. 建築物の敷地(地盤)
2. 構造耐力上主要な部分(耐震性や耐久性などにとって重要な基礎や柱等)
3. 雨水の浸入を防止する部分(屋根や外壁など)
4. 給排水管路
5. 給排水設備・電気設備
6. その他()

()インスペクションを顧客に紹介するとした場合、適正と思われる金額について、該当するものに をして下さい。

1. 1万円以下
2. 1万円超5万円以下
3. 5万円超10万円以下
4. その他(約 万円)

(4) 中古住宅(戸建・マンション)売買の媒介等の際に、宅建業者がインスペクションを紹介する、または紹介をしない理由について、該当するものに をして下さい。(複数回答可)

1. 売主や買主がリフォームを行う場合で、その基礎情報を求めている場合に紹介する。
2. 売主や買主が物件の信頼性(瑕疵の有無)の確認を望む場合に紹介する。
3. インスペクションが成約向上につながるため紹介する。
4. インスペクションの実施には高い費用がかかるので紹介しない。
5. インスペクションの結果がわかるまで時間がかかるので紹介しない。
6. 築浅な場合はインスペクションまでは要しないと思われるので紹介しない。
7. 売主からインスペクションの協力が得られない又は得にくいので紹介しない。
8. 住宅メーカーの保証期限内で買主が保証を承継できる場合は紹介しない。

- 9. 買主にリフォーム実施予定があり、どのみち工務店等に物件状況をみてもらうので紹介しない。
- 10. インспекションに調査漏れ等があっても、調査主体が責任（損害賠償等）を負う仕組みはなっていないので紹介しない。
- 11. その他（ ）

(5) インспекション実施の結果、不具合箇所のリフォームに売主買主がかかる費用は、売買価額の何%程度なら検討可能と考えられるか、該当するものに○をして下さい。

- 1. 売買金額の5%以下
- 2. 売買金額の5%超10%以下
- 3. 売買金額の10%超20%以下
- 4. 売買金額の20%超30%以下
- 5. その他（約 %）

(6) インспекションの普及促進の課題等について、該当すると思われるものに○をして下さい。

（複数回答可）

- 1. 普及促進するなら検査項目、評価基準等の標準化が必要と思われる。
- 2. 技術者の育成、事業者の育成が必要と思われる。
- 3. 普及促進するなら調査ミス等の責任の明確化や保証制度の確立をあわせて行うことが必要と思われる。
- 4. 普及促進については、インспекションを利用するか、単なる現状有姿売買にするか等に関する当事者の自由な判断を阻害しないように配慮しつつ進めてほしい。
- 5. インспекションの紹介について、宅建業者の業務サービスの一類型としての位置づけをすることが必要と思われる。
- 6. その他（ ）

V. 中古分譲マンション売買・売買媒介にあたっての情報入手について

(1) 中古分譲マンションの売買・売買の媒介時に、当該マンション管理（管理規約、各種細則、管理費や修繕積立金の月額、滞納状況等）に関する情報を入手しようとする場合、それぞれどこに対し情報提供を依頼することが多いか、下記の表から最も多い依頼先として該当する番号を〔 〕にご記入ください。該当がなければ（その他： ）に、具体的入手方法や入手先を記入してください。

売買の当事者	マンションの管理会社	管理者（理事長）
・管理規約、細則	[]	（その他： ）
・管理費、修繕積立金の月額	[]	（その他： ）
・管理費、修繕積立金の滞納額（売買対象物件）	[]	（その他： ）
・管理費、修繕積立金の滞納額（マンション全体）	[]	（その他： ）
・修繕履歴（大規模修繕履歴を含む）	[]	（その他： ）
・耐震診断の有無	[]	（その他： ）

(2) 中古分譲マンションの売買・売買の媒介時に、当該マンション管理（管理規約、各種細則、管理費や修繕積立金の月額、滞納状況等）に関する情報のうち、情報提供を得にくいことが多いもの（情報提供を拒否されることが多いもの）に○をしてください。（複数回答可）

- 1. 管理規約、細則
- 2. 管理費、修繕積立金の月額
- 3. 管理費、修繕積立金の滞納額（売買対象）
- 4. 管理費、修繕積立金の滞納額（マンション全体）
- 5. 修繕履歴（大規模修繕履歴を含む）
- 6. 耐震診断の有無

VI. 地震災害等の自然災害に関する取組・課題

(1) 貴社売主の売却不動産について、地震災害等の自然災害への対応（売買物件への対応）として取り組んでいることがあれば、該当するものに をして下さい。（複数回答可）

- 1. 既存物件における耐震診断の実施
- 2. 既存物件における耐震改修工事の実施
- 3. 耐震・免震物件の新築物件の分譲
- 4. 防災設備（防災倉庫等）を備えた新築物件の分譲
- 5. その他（ ）
- 6. 特になし

- (2) 貴社売主の売却不動産について、地震災害等の自然災害への対応（買主への情報提供）として取り組んでいることがあれば、該当するものに をして下さい。(複数回答可)
1. 地震、洪水、内水、津波、土砂災害等のハザードマップの確認（市町村への問い合わせなど）と買主への説明・資料提供
 2. 地元市町村等の地域防災計画の確認（市町村への問い合わせ等）と買主への説明・資料提供
 3. 災害発生時の避難ビル、避難所等の避難施設に関する情報提供
 4. その他（)
 5. 特になし
- (3) 貴社代理・仲介の不動産取引について、地震災害等の自然災害への対応（買主への情報提供）として取り組んでいることがあれば、該当するものに をして下さい。(複数回答可)
1. 地震、洪水、内水、津波、土砂災害等のハザードマップの確認（市町村への問い合わせなど）と買主への説明・資料提供
 2. 地元市町村等の地域防災計画の確認（市町村への問い合わせ等）と買主への説明・資料提供
 3. 災害発生時の避難ビル、避難所等の避難施設に関する情報提供
 4. 既存物件における耐震診断の紹介
 5. 既存物件における耐震改修工事の紹介
 6. その他（)
 7. 特になし

VII. 土地の液状化のリスクに関する取組・課題

- (1) 貴社の営業エリアに液状化のリスクがある宅地等の有無について、該当するものに○をして下さい。
1. ある
 2. ない
 3. わからない
- (2) 取引不動産の売買、代理・媒介において、液状化のリスクに関する説明の対応として、該当するものに○をして下さい。
1. 地域の「液状化マップ」等の確認（市町村への問い合わせなど）と買主への説明・資料提供を、会社全体の方針として、心掛けている。
 2. 液状化のリスクについて、会社全体の対応方針は特にないが、現場の各担当者に任せている。
 3. 液状化のリスクについて、特に確認・説明等の対応は行っていない。
 4. その他（)
- (3) 取引不動産の売買、代理・媒介において、液状化のリスクがあると確認された場合、売買物件の売出し価格や成約価格について、加味する又は加味するようアドバイスするかどうか、該当するものに○をして下さい。
1. 加味する。又は加味するようアドバイスする。
 2. 少し加味する。又は少しは加味するようアドバイスする。
 3. 一切加味しない。又は加味する必要はない旨アドバイスする。
- (4) 上記 (3) で 1. 又は 2. に○をした方のみご回答ください。液状化リスクを売買物件の売出し価格や成約価格について加味する（加味するようアドバイスする）場合の考え方について、該当するものに○をして下さい。
1. 液状化発生後の復旧費用の額（想定）に発生リスクを勘案して算定
 2. その他（)

VIII. ご意見

本アンケートの質問に関するご意見やご感想、その他不動産取引制度全般についてご意見等があれば、お聞かせください。

差支えなければ貴社名・担当者名・連絡先電話番号を記入下さい。

：

* (財)不動産適正取引推進機構ではメールマガジンを配信しております。配信希望の会社におかれましては、当機構HP (URL : <http://www.retio.or.jp/>) の「メールマガジン登録サイト」(画面下部右下) よりご登録下さいますようお願い申し上げます。

本調査は、賃貸住宅媒介・管理の現状・課題や、トラブルを少なくするための工夫などの実務の実態について、(財)不動産適正取引推進機構において調査を行うものです。調査結果については、今後の賃貸住宅媒介・管理の更なる適正化のための基礎資料とさせていただくとともに、とりまとめたものを精査の上公表させていただく予定としております(なお、本アンケートにご回答いただいた内容については、調査・研究以外の目的に利用することはありません。また、個別の情報を公表するものではありません。)。上記趣旨をご理解の上、ご協力いただき、平成24年11月30日(金)までに、日住協事務局原田宛 (FAX03-3511-0616)に、ご回答いただきますようお願いいたします。

記入要領：平成24年11月時点で貴社の最新データに基づいて可能な範囲で記入下さい。
 貴社の業務に該当しない質問については、未記入で結構です。
 なお、調査についてご不明な点等があれば、(財)不動産適正取引推進機構調査研究部(担当小野、河内)03-3435-8111までお問い合わせ下さい。

I. 貴社の企業概要

- (1) 貴社が所属する団体に○をして下さい。(複数回答可)
- | | | |
|-----------------|----------------------|-------------------|
| 1. 不動産協会 | 2. 不動産流通経営協会 | 3. 各都道府県宅地建物取引業協会 |
| 4. 全日本不動産協会 | 5. <u>日本住宅建設産業協会</u> | 6. 日本賃貸住宅管理協会 |
| 7. 全国賃貸不動産管理業協会 | | |
- (2) 本社所在都道府県()
 組織(個人 法人) 店舗数(本店含む)()店
 支店等含め事務所の所在する都道府県数()都道府県)
- (3) 賃貸住宅管理業務開始年 (昭和・平成 年)
- (4) 管理戸数 ()戸
- (5) 貸借の代理・媒介の取引成約件数 ()件/年

II. 賃貸借契約(居住用)の媒介について

- (1) 賃貸借契約の媒介報酬は共同仲介人の受領分も含めて誰から受領していますか。最も多いものをして下さい。
- | | |
|------------------|--|
| 1. 賃貸人からのみ受領 | |
| 2. 借借人からのみ受領 | |
| 3. 賃貸人、借借人双方から受領 | |
| 4. その他() | |
- (2) 外国人の方が借借人の場合の重要事項説明に関し、どのような対応をしているかについて、該当するものに をして下さい。(複数回答可)
- | | |
|------------------------|--|
| 1. 宅建業者の側で重要事項説明書を翻訳する | |
| 2. 宅建業者の側で重要事項説明を通訳する | |
| 3. 借借人の側で通訳や翻訳をしていただく | |
| 4. 特別な対応はしない | |
| 5. その他() | |

III. 賃貸借契約(居住用)の終了について

- (1) 管理会社として、賃貸人側の立場から、借借人に解約を申し入れたことがありますか。ある場合、申し入れ理由として該当するものに をして下さい。(複数回答可)
- | | |
|------------------|--|
| 1. 借借人の賃貸料滞納 | |
| 2. 借借人の契約違反 | |
| 3. 賃貸人が自己使用したため | |
| 4. 経年等による建て替えのため | |
| 5. 地震による建物の損壊のため | |
| 6. 申し入れしたことはない | |
| 7. その他() | |

- (2) 賃貸人の事情による解約申し入れの場合、賃貸人はどの程度の立退料を支払うことが多いですか。引っ越し費用、承諾料、賃借人の転居先にかかる費用等、複数の要素が考えられますが、その支払いの合計が、元の賃貸料の何ヶ月分に相当するか**最もあてはまるもの**に をしてください。
1. 0円
 2. 元の賃貸料の3ヶ月分未満
 3. 元の賃貸料の3ヶ月分以上6ヶ月分未満
 4. 元の賃貸料の6ヶ月分以上1年分未満
 5. 元の賃貸料の1年分以上1年6ヶ月分未満
 6. 元の賃貸料1年6ヶ月分以上
 7. その他()
- IV. 専用部分の設備等の原状回復のための負担状況
 賃借人が退室する際、専用部分の設備等について、減価償却の経過年数を超えたものが賃借人の「故意過失」が原因で使用不能になっていた場合、修繕、取り替え等の費用負担はどのようにしていますか。該当するものに をしてください。(複数回答可)
1. 修繕の費用について、原因者の賃借人に応分の負担を求めている
 2. 新しい物への取り替えの費用について、原因者の賃借人に応分の負担を求めている
 3. 修繕の場合でも取り替えの場合でも、費用負担を原因者の賃借人に求めることはしていない
 4. その他()
- V. 賃貸人への物件の維持管理に関する助言
 賃貸人に対して、物件の構造等の部分(専用部分以外)を適正に維持管理するための助言をしていますか。該当するものに をしてください。(複数回答可)
1. 物件の長期的な維持管理に係る計画をたてるよう助言している
 2. 上下水に係る配管について、一定年数の経過を考慮して修繕するよう助言している
 3. ベランダ、共用廊下等の手すり、柵、窓枠等の状況を適宜確認するよう助言している
 4. 壁のひび、シロアリ被害等の状況を適宜確認するよう助言している
 5. 建物調査を、適宜、専門調査会社に依頼して実施するよう助言している
 6. 物件の維持管理のための助言は特にしていない
 7. その他()
- VI. 賃貸料の滞納対策関係
- (1) 賃貸料の滞納が発生し、賃借人に支払いを督促しても支払いがない場合、賃貸人側はどのような対応をしていますか。該当するものに をしてください。(複数回答可)
1. 一定の期限(3ヶ月等)を賃借人に通知し、期限内に支払いがなければ契約を解除する
 2. 消費生活センター、法テラス等相談窓口、弁護士等に対応方法を相談し、そのアドバイスに従って対応する(例:契約解除する、弁護士に取り立てを依頼する、訴訟を起こす等)
 3. 連帯保証人に請求し、滞納賃貸料を支払ってもらう
 4. 賃借人から一定期間内に全額を支払う旨の書面を取り付け、分割納付を受ける
 5. その他()
- (2) 賃貸料の滞納の発生を予防するためにどのようなことを実施しているか該当するものに をしてください。(複数回答可)
1. 賃貸人と連絡を密にし、滞納発生時に速やかに賃貸人へ報告して対応する体制を整える
 2. 入居にあたり、賃借人が信頼できる人物であるかどうかよく見極める
 3. 機関保証委託を契約条件とする
 4. 賃借人との信頼関係構築等のため、賃貸料を直接集金とする
 5. 口座振替、カード支払い等、賃貸料の支払いを自動化する
 6. 万一の際の契約解除を円滑にするために定期借家契約を活用する
 7. 敷金の積み増し
 8. 生活保護世帯を優先的に入居させる
 9. その他()
- VII. 居住用定期借家契約関係
- (1) 管理物件のうち、定期借家契約はどれくらいの割合が該当するものに をしてください。
1. 0%(定期借家契約はない)
 2. 1%未満
 3. 1%以上5%未満
 4. 5%以上10%未満
 5. 10%以上20%未満
 6. 20%以上40%未満
 7. その他(%程度)

(2) 上記(1)で2.～7.のいずれかに をした方のみご回答ください。

i) 定期借家契約の賃貸借期間で最も多いものに をしてください。

1. 1年未満
2. 1年以上2年未満
3. 2年以上3年未満
4. 3年以上5年未満
5. 5年以上
6. その他()

ii) 定期借家契約書に、再契約ができることについて記載していますか。記載している場合、どのような条件付けをしていますか。該当するものに をしてください。(複数回答可)

1. 再契約ができることを記載していない
2. 再契約ができることを記載している:(条件)当事者が協議の上(具体的条件は記載せず)
3. 再契約ができることを記載している:(条件)家賃滞納がない場合
4. 再契約ができることを記載している:(条件)近隣トラブルがない場合
5. その他()

iii) 定期借家契約にした際の特筆すべきトラブルがありましたか。該当するものに をしてください。(複数回答可)

1. 形式要件(借地借家法38条2項の賃貸人から賃借人への書面交付・説明など)を満たしていなかった(定期借家契約として認められなかった)
2. 終了通知を失念した
3. 賃貸人の中途解約
4. 賃借人の中途解約
5. 期間満了にもかかわらず賃借人が退去しない
6. その他()

iv) 定期借家契約が活用しにくい理由にはどのようなものが考えられますか。該当するものに をしてください。(複数回答可)

1. 契約書とは別の書面により、賃貸人から、更新がない契約である旨説明するのが手間
2. 契約書とは別の書面により、賃貸人の代理として仲介業者が重要事項説明とは別途、更新がない契約である旨説明するのが手間
3. 期間の満了の1年前～6ヶ月前までに、賃貸人から契約の終了を通知するのが手間
4. 賃借人が再契約できないと誤認している
5. 中途解約はやむを得ない事情があれば可であるが、賃借人が中途解約不可と誤認している
6. 賃借人が定期借家と普通借家の違いを認識していない
7. その他()

VIII. 災害対策関係

(1) 平成23年3月の東日本大震災以降、全国で地震、津波、水害等に対する災害対策の必要性が指摘されていますが、今後予想される災害への対策の観点から貴社管理物件においてどのようなことを実施していますか。

i) 賃貸人からどのような対策の相談がありますか。該当するものに をしてください。(複数回答可)

1. 必要な耐震診断、点検の実施
2. 必要な耐震改修工事、補強工事の実施
3. 老朽化して危険と認められる物件の建て替えや改築
4. 液状化対策
5. 特になし
6. その他()

ii) 賃貸人にどのような対策を提案していますか。該当するものに をしてください。(複数回答可)

1. 必要な耐震診断、点検の実施
2. 必要な耐震改修工事、補強工事の実施
3. 老朽化して危険と認められる物件の建て替えや改築
4. 液状化対策
5. 特になし
6. その他()

- iii) 既に居住している、もしくは新たに入居する賃借人に対して、どのような情報提供等を実施していますか。該当するものに をしてください。(複数回答可)
1. 地震、津波、洪水、内水、土砂災害等のハザードマップの確認(市町村への問合せなど)と賃借人への説明、資料提供
 2. 地元市町村等の地域防災計画の確認(市町村への問合せなど)と賃借人への説明、資料提供
 3. 災害発生時の避難ビル、避難所等の避難施設に関する情報提供
 4. 特になし
 5. その他()
- (2) 災害対策で必要な工事のために賃貸借契約の解除を賃借人に依頼した、又は依頼する予定がありますか。該当するものに をしてください。
1. 依頼して、契約解除したことがある
 2. 依頼したが、契約解除できていない
 3. 依頼したことはこれまでないが、今後あり得る
 4. 依頼したことはこれまでなく、今後ともない
 5. その他()

IX. 賃貸住宅管理業者登録制度について

- (1) 国土交通省の賃貸住宅管理業者登録制度を知っていますか。該当するものに をしてください。
1. 知っている
 2. 知らない
- (2) 賃貸住宅管理業の登録について該当するものに をしてください。
1. 登録している
 2. 現在登録申請中である
 3. 登録していない
- (3) (2)で3.と回答した方について、登録していない理由があれば をしてください。(複数回答可)
1. 制度を知らなかった
 2. 事務のコストが増える
 3. 人員が足りない
 4. 基幹事務を行っていない
 5. 基幹事務を再委託しなければならない
 6. 登録しなくても営業上問題がない
 7. 申請手続きが手間である
 8. 今後登録予定である
 9. その他()

X. ご意見

本アンケートの質問に関するご意見や感想、その他不動産に関する制度全般についてご意見等があれば、お聞かせください。

差支えなければ貴社名・担当者名・連絡先電話番号を記入下さい。

:

* (財)不動産適正取引推進機構ではメールマガジンを配信しております。配信希望の会社におかれましては、当機構HP (URL : <http://www.retio.or.jp/>) の「メールマガジン登録サイト」(画面下部右下)よりご登録下さいますようお願い申し上げます。